

産学官連携によるAIを活用した電話でお金詐欺被害防止に関する協定書

東日本電信電話株式会社長野支店（以下「甲」という。）、信州大学社会基盤研究所（以下「乙」という。）、長野県（以下「丙」という。）、長野県警察（以下「丁」という。）の4者は、電話でお金詐欺（特殊詐欺）（以下「電話でお金詐欺」という。）の被害を防止するための取組に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁（以下「4者」という。）が相互に連携し、電話でお金詐欺の被害防止を図るための取組を推進することで、安全・安心な地域社会の実現を目的とする。

（運用の基本）

第2条 本協定は、4者の間において、相互理解による高い信頼と協力関係に基づき、安全・安心な県民生活の実現を目的とするものであり、4者の行う通常業務を制約するものではなく、また、特別な権限を与えるものではない。

（甲の活動内容）

第3条 甲は、顧客の財産の保護及び安全・安心を確保するため、次に掲げる電話でお金詐欺被害防止に関する取組を行うものとする。

- (1) 業務上の訪問活動に合わせた電話でお金詐欺被害防止に関する啓発
- (2) AIを活用した通報システムの取次
- (3) 通信システムの構築サポート

（乙の活動内容）

第4条 乙は、「学術・通信・警察による産学官一体型の電話でお金詐欺撲滅モデルの研究」の枠組みで次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 電話でお金詐欺の被害要因の解析による、被害防止に資する環境の構築及び予防の仕組みの開発提案
- (2) 被害状況等の分析による「特殊詐欺対策アダプタ」の機能改善と普及のための研究
- (3) 被害状況等の分析及び政策提言

（丙による活動内容）

第5条 丙は、本協定に基づく取組を含めた電話機の防犯機能に関し、市町村をはじめ電話でお金詐欺や悪徳商法等消費者被害の未然防止に取り組む団体を通じ、又は県民に対して広く周知する。

（丁による活動内容）

第6条 丁は、甲、乙、丙と連携して電話でお金詐欺被害防止に資するあらゆる活動を行うとともに、被害対象となる高齢者あるいは高齢者を取り巻く子、孫世代に向け、電話による防犯対策の必要性を周知する。

（情報の提供等）

第7条 4者相互間による情報の提供は、長野県個人情報保護条例に基づき、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙、丙、丁に対し、「特殊詐欺対策アダプタ」設置世帯の同意が得られた個人情報を除く統計記録を提供する。
- (2) 丁は、乙に対し、電話でお金詐欺に関する個人情報を除く被害情報を提供する。
- (3) 乙は、甲、丙、丁に対し、適時研究結果を提供する。

（警察への通報システムの構築）

第8条 丁は、特殊詐欺対策アダプタによる「特殊詐欺対策サービス」から通知があった場合は、当該世帯の安全確認を行う。

（秘密の保護）

第9条 4者は、本協定の運用に際して知り得た秘密及び個人のプライバシーに関する情報については、これを正当な理由なく協定の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

（協定期間）

第10条 本協定の有効期間は、締結の日から発生し、締結日の年度末とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに4者のいずれから運用停止の申し出がない場合には、引き続き1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合には、4者が協議の上これを決定するものとする。

附 則

本協定の成立を証するため、本書4通を作成し、4者が署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年10月19日

甲 長野市新田町1137番地5
東日本電信電話株式会社長野支店

長野支店長

茂谷 浩子 


乙 北佐久郡軽井沢町長倉5304番地6
信州大学社会基盤研究所

所長

丸橋 昌太郎 

丙 長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県県民文化部長

山田 明子 

丁 長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県警察本部長

小山 敏 